A Note on Documents of Prince Tadayoshi in Irokawa Collection

要旨】

ではないかと疑われてもきた。本稿では、真偽に関する議論には深入りせず、同文書が近世の地域社会にお 書は貴重・稀少な後南朝文書として関心を集めてきた。一方で同文書は、様式の不自然さから、 忠義王発給文書である。忠義王は長禄の変によって吉野で命を落とした南朝の末裔とみなされ、彼の発給文 色川氏に関わる計八通の文書群である。近代から現代にかけて、色川文書の中で最も注目されてきたのは、 いてどのように受容されたか、また近世の後南朝史研究でいかに扱われたかを解明した。 那智山西方の山 .間部の色川郷(現在の和 歌山県那智勝浦町色川 後世の偽作

られる。 また奥吉野には南朝関連史跡は存在したが、江戸前期には後南朝関連史跡は未成立で、忠義王の名を知る 同文書を後世の偽作と仮定すると、その作成者は忠義王を長禄の変の被害者と認識していなかったと考え 文書作成時には忠義王が弟宮と位置づけられていなかったと想定することで解消される。 後南朝の嫡流とされる自天王の文書ではなく、彼の弟とされる忠義王の文書が作られた不自然さ

人もいなかった。吉野に忠義王文書が残っていないのは、このためである。

以降の後南朝 れていった。これらの伝説は国学者が編んだ後南朝史に採り入れられることで信頼性と権威を獲得し、 子として両人の名前が川上郷で浸透していく。 た長禄の変を結びつけた。吉野郡川上郷では自天王・忠義王の位牌が作られ、長禄の変で命を落とした二皇 人に関わる由緒書や旧記を多数作成して先祖の後南朝への忠節を喧伝した結果、 ところが『大日本史』編纂のための水戸藩の史料採訪が、熊野に残る忠義王文書と、 研究の 前提となった。 南朝関連史跡は後南朝関連史跡へと改変された。 後南朝伝説は外部に拡散さ かつて吉野で起こっ 川上郷が両

呉座 勇

GOZA Yuich

はじめに

野保郷会が所蔵している。

「世別の大学は、那智山西方の山間部の色川郷の共有文書となり、現在は大いた。近代に清水家が断絶した後は色川郷の共有文書となり、現在は大いた。近代に清水家が断絶した後は色川郷の共有文書となり、現在は大いた。近代に清水家が断絶した後は色川郷の共有文書となり、現在は大いた。近代に清水家が断絶した後は色川郷の共有文書となり、現在の和歌山県那智勝浦色川文書は、那智山西方の山間部の色川郷(現在の和歌山県那智勝浦

朝史研究でどのように扱われたかについて明らかにしたい。書が近世の地域社会においてどのように受容されたか、また近世の後南本稿では、忠義王文書の真偽に関する議論には深入りせず、忠義王文

忠義王文書と後南朝

1 忠義王文書の概要

まず忠義王文書を左に掲出する。

■史料1 忠義王令旨

忠義 (花押)

色河郷、即

先皇由緒之地也、其

軍功、然者可有恩賞者也、 早参錦幡下、可:

天気之趣如此矣、

乙亥八月六日

色河郷惣中

右の文書は、長禄の変と関連づけて理解されてきた。次節で詳述する右の文書は、長禄の変と関連づけて理解されてきた。次節で詳述するからである。康正元年(享徳四年、一四五五)が乙亥にあたるため、るからである。康正元年(享徳四年、一四五五)が乙亥にあたるため、おいらである。康正元年(享徳四年、一四五五)が乙亥にあたるため、るからである。康正元年(享徳四年、一四五七)に赤松氏の遺臣が奥吉野にいが、長禄の変と関連づけて理解されてきた。次節で詳述する

呼ばれたという。このため江戸後期の国学者、 ど)、自天親王 なり」と解釈している。 天皇の資格をもつ自天王の勅命を奉じて色川郷に宛て、武力蜂起のよび あるいは尊秀王(『南山小譜』・静嘉堂叢書『南朝系図』・『残桜記』な これまた後述するが、 「一宮」は高秀王(『南朝皇胤紹運録』・『南山巡狩録系図』など)、 尊秀王の誤り) (『南朝編年紀略』・『南帝自天親王北山由来記』など)と の令を奉りたる趣にて、 歴史学者の村田正志も「忠義王が、 各種近世史料によれば、 忠義王の下したまへる書 伴信友は 忠義王は 「尊義王(筆者 二宮」 当時後南朝

る。見られるように、忠義王が奉者であるという理解は今に引き継がれてい見られるように、忠義王が奉者であるという理解は今に引き継がれていている。すなわち「龍孫」を自天王に比定したのだ。本報告書資料編にかけをしたものと解するのであるが、どんなものであろうか」と推測しかけをしたものと解するのであるが、どんなものであろうか」と推測し

2 忠義王文書の真偽

っている。信友は北朝年号の使用を嫌ったからと説明しており、 例を見ない。 署名は不要であろう。そもそも天皇の弟が令旨の奉者になるなど、 くもないが、尊大さを表現するのなら袖判のみにすべきで、 王が尊貴な身分であるから日下署判ではなく袖署判にしたと考えられな と捉えた。しかし綸旨の奉者は日下に署名するのが一般的である。 唐突である。 様式も不自然である。 なお「乙亥」と干支が記されている点も不審であるが、 また村田は、【史料1】を忠義王が奉じた自天王の綸旨 「色河郷、 即先皇由緒之地也」 村田もこの説に従 という書き出し 「忠義」 他に の 伴

同筆であると指摘し、ゆえに偽文書ではないと説く。以下に願文を掲げう事実である。村田は、この願文と【史料1】の本文・花押はそれぞれ野那智大社文書に同じく乙亥年の年紀が入った忠義王の願文があるとい村田は【史料1】を真正な文書と認めている。その大きな根拠は、熊

■史料2 忠義王願文

る

立願之事

御遷宮之事

御透信べ事

御領寄進之事

毎年以御代管可有参詣之事

御劔

、 神 馬

右、所願成就之時、可有其成敗者也、

熊野権現那智御寶殿前®

乙亥七月十八日

忠義

作した、といった可能性が想定できるからである。方を同一人物が偽作した、【史料2】の筆跡を模倣して【史料1】を偽る。しかし、だからといって【史料1】が真正な文書とは限らない。両筆者は【史料2】の原本調査も行ったが、確かに両者は同筆に見え

浴することに恵まれぬ者の文書記録に示された書式書法を、みだりに律い。そのようなものを見慣れた知識経験をもって、辺境における文化にる。しかしながら我々が取扱う対象の古文献は、概ね国や地方の中心における権要の地位にある人々のものであり、文化水準の高いものが多おける権要の地位にある人々のものであり、文化水準の高いものが多利田正志は「文書の様式や筆跡は、文書の判定に重要な基準拠りどこ

南朝皇胤の動向を直接的に示す史料とは考えない」と述べている。文書にはなお検討の余地があると思うので、これらが享徳四年時点でのさか苦しい。森茂暁氏は、「現在の古文書学の水準からみて、これらのすべきではない」と主張する。村田の見解は分からぬではないが、いさすべきではない」と主張する。村田の見解は分からぬではないが、いさ

がある。次節では、後南朝の動向を見てみよう。く、南朝皇胤が当時、熊野地域で活動していたかどうかを確認する必要ただ、【史料1】の信憑性を論じる場合、古文書学的検討だけでな

3 禁闕の変・長禄の変と忠義王

共に乱を鎮圧した。この事件を一般に「禁闕の変」という。まった。彼らは比叡山に逃れたが、延暦寺は彼らに与同せず、幕府軍と左大臣近衛房嗣邸に逃れ、宝剣は後に回収されたが、神璽は奪われてし殿)に火をかけ、三種の神器を奪おうとした。後花園天皇は宝鏡と共に殿吉三年(一四四三)九月二十三日夜、悪党が内裏(土御門東洞院

兄としている。 は尊秀を 王 記』によれば高秀である。 (空因) 《闕の変の首謀者は『看聞日記』『康富記』によれば尊秀、 「後鳥羽院後胤云々」と記しており、 **-**尊秀王 近世に作成された系図類では、 (自天王) 前述のように、近世の諸書は彼を忠義王の と記すものが散見されるが、 後亀山院—小倉宮—尊義 尊秀の系譜は定かではな 『康富記』 『東寺執行

院宮の子としており、これまた判然としない。
蔵主を尊義王(空因)に当てるものもあるが、『師郷記』は南朝の護聖僧侶、通蔵主は相国寺常徳院の僧だという。近世の系図類には、この金僧侶、通蔵主は相国寺常徳院の僧だという。近世の系図類には、この金祭闕の変には金蔵主・通蔵主の兄弟も参加していた。『康富記』によ

『康富記』によると、吉野の奥と言っても、大和国ではなく紀伊国の北文安元年(一四四四)八月には後南朝勢力が吉野の奥で蜂起した。

力が、禁闕の変の残党かどうかは不明である。および奈良県吉野郡下北山村ということになろう。この時に蜂起した勢山だという。紀伊国の北山だとすると、現在の和歌山県東牟婁郡北山村

らない。 文安四年十二月、「南方宮」と称して「熊野の奥」に両三年潜伏して 文安四年十二月、「南方宮」と称して「熊野の奥」に両三年潜伏して 文安四年十二月、「南方宮」と称して「熊野の奥」に両三年潜伏して

松氏は再興を認められた。 長禄元年(一四五七)十二月二日、嘉吉の乱で滅んだ赤松氏の遺臣が 松氏は再興を認められた。 松氏は再興を認められた。

ないのである。 先述の通り、近世の諸書は、この時殺害された二宮が忠義王であると 先述の通り、近世の諸書は、この時殺害された二宮が忠義王であると 先述の通り、近世の諸書は、この時殺害された二宮が忠義王であると

原本が失われ『南狩遺文』に写が収録されているものがあるが、これも2】にしろ、熊野那智に伝来した文書である。他の忠義王文書として、が言い伝えられた可能性はある。けれども、【史料1】にしろ、【史料いが残る。むろん京都周辺で知られていないだけで、地元では宮の名前同時代史料に忠義王の名が見えない以上、後世に創作された人名の疑

吉野に文書が保存されていないのは、いささか不自然である。のだという。熊野にのみ忠義王文書が残り、忠義王が本拠としたはずの牟婁郡三里郷三越村(現在の和歌山県田辺市本宮町三越)に伝来したも

一忠義王文書の「発見」

1 軍記物に見える南朝皇胤

国期から江戸期にかけて成立した軍記類を確認しよう。 それでは、忠義王の名はいつ頃から見られるようになるのか。まず戦

い ているので、 氏再興のきっかけとして長禄の変(吉野にいた南朝皇胤の殺害)に触れ 天下を一度御望有て、 南方と申て両宮御座候。これは太平記の比、 治条々」の内容に沿った叙述である。しかし『赤松記』はあくまで赤松 候。二の宮はかはのヽ郷と申所に御座候」とある。これは、 天正十六年 文安年間に熊野で活動していた南朝皇胤には言及してい (一五八八) の奥書を持つ軍記物『赤松記』 御兄弟、 吉野のおく北山と申所に、一の宮は御 位争の御門の御末也。 には、 「南方御 「爰に 何様 な 退

方新皇」 討たれてしまっており、 成親王は禁闕の変の際に比叡山で自害し、高福院という南朝皇胤が新た 立された南朝皇胤を後亀山皇子の「南朝ノ宮寛成親王」とする。 には忠義王に該当する弟宮がそもそも登場しない。 「高福院」と記す。 う。 また『 嘉吉記』は 擁立されたが、 次に近世初期に成立したと言われている『桜雲記』 の弟宮が紀伊で活動していたと記すが、 尊秀王 高福院も長禄の変で殺害され、 長禄の変と関連づけられていない 「南帝」、『南方紀伝』は (自天王) の名は見えない。 この人物は文安四年に 「南方新皇」「南皇」 『南方紀伝』 神璽を奪われたと は、 しかも『嘉吉記』 禁闕の この寛 変で擁 は

> いう位置づけではない。 院門主の「源勝法親王」だと記されている。ただし、寛成親王の弟宮と善もっとも『桜雲記』には、文安年間に紀州で活動する南朝皇胤は円満

料 2 理解がある。だが右に示したように、その理解は自明のものではない。 うより、 南朝の天皇は尊秀王 かった。 の宮が熊野・吉野で活動したという認識は、 先入観を排して【史料1】を読めば、 要するに、 村田正志が【史料1】を忠義王が奉じた綸旨と解釈した前提には、 からも、忠義王の上位者の存在はうかがえない。 そうであるならば、【史料1】 忠義王が自らの意思で命令を出していると理解できよう。 軍記類を見る限り、 (自天王) であり、 十五世紀中葉に南朝の末裔である兄弟 の解釈も変わってくるだろう。 忠義王はその弟宮であるという 忠義王が綸旨を奉じているとい 江戸前期には普及してい 史 後

考えられる。の変で殺害された後南朝天皇の弟宮という設定を用意していなかったとの変で殺害された後南朝天皇の弟宮という誤性のみを与えており、長禄義王に熊野で活動していた南朝皇胤という属性のみを与えており、長禄仮に【史料1】が後世に作成されたものだとすると、文書作成者は忠

地誌類・紀行文に見える南朝皇胤

2

に網羅した最初の刊本である。 る。別名『大和名所記』といい、大和国の名所旧跡を考証し、各郡単位(一六八一)に大和郡山の林宗甫が著した地誌に、『和州旧跡幽考』があでは、地誌類・紀行文には忠義王は登場するのだろうか。延宝九年

項 在 りにあるという。 が "ある。 この『和州旧跡幽考』巻十一、 目もあるが、 する金剛寺のことである。 『和州旧跡幽考』によると、 そこに後南朝関係の記述は見られない。 川上の投地蔵堂とは、 なお『和州旧跡幽考』には 吉野郡の巻に「南帝王社」という項 南帝王社は川上の投地蔵堂のほ 現在の奈良県吉野郡川上村に所 「投地蔵堂」 左に 「南帝

社 の項を引用する。

■史料3 和州旧跡幽考

帝王社

當社は常 0 て崩御なり給ふ。そこの瀧川寺に御位牌あり。 かれきて 崩御の時の御製とて此寺にいひつたへたり。 後醍醐天皇第七宮にぞおはします。 身を奥山の 柴の戸に 月も心を 芳野小瀬村といふなる所に 白天王正聖佛とえりた あはせてそす £27

十

だという 牌が安置されていたものの、 王 自天王は享徳年間頃に北山郷小瀬村に身を隠すが、 竜川寺の開基は「白天勝公正聖仏」、 和名勝志』は、 与力だった玉井定時が隠居後の元禄~享保期に著した大和国の地誌『大 禄の変と結びつけられていないのだ。 いたという事実である。すなわち、 は覆らず、 の陵墓と認められ、 小 ところが時代が下ると、 (自天王の誤りか)」を祀る南帝王社が存在し、 (忠義王) の墓と改称させられた。 の墓がある。 に所在する瀧川寺のことである。 小瀬村の瀧川寺とは、 【史料3】で興味深いのは、 (なお一般には、 現在に至っている。 「竜川寺」 明治四十五年に宮内省告示によって北山宮 川上村の金剛寺にある尊秀王(自天王)の墓は河野 (瀧川寺) 地誌類の記述内容が変化する。奈良奉行所の 後醍醐の第七皇子は後村上天皇とされる)。 自天王が後醍醐天皇皇子として把握されて 現在の奈良県吉野郡上北山村大字小 この時点では自天王は禁闕の変・長 の項を立てている。 延宝九年 (一六八一) つまり自天王で、 忠義王に至っては、 川上村は激しく抗議したが、 ちなみに同寺には尊秀王 瀧川寺に自天王の位 露見してしまう。 それによれば、 後醍醐第七皇子 影も形もない。 以前に (自天王) 橡も 「白天 自天 指定 间

> 軍義満ではない。 殺して神璽を奪ったという。自天王と長禄の変を強引に結びつけている 見つけられなかった。 長禄の変の時期の室町幕府将軍は八代将軍足利義政であり、 後醍醐天皇の第七皇子では長禄の変と時代が合わない。さらに言え その後、 赤松遺臣が赤松家再興のために自天王 三代将

い う³¹ される。 和志』・『山城志』・『和泉志』の五編から成り、 畿内志』と通称されるこの漢文体の地誌は、 ている。 なったという認識が定着してきたことがうかがわれる。 四年(一七二九)に『日本輿地通志畿内部』の編纂を開始した。『五 伊藤仁斎門下の儒学者である並河 があり、 忠義王は依然として出てこないものの、 それによれば、 享保二十一年に刊行された『大和志』 宝篋印塔には 金剛寺には 「長禄元年十二月二日」と刻まれていると 一誠所は、 「南帝自天王陵及小祠、 『河内志』・『摂津志』・『大 関祖衡の遺志を継いで享保 は川上の金剛寺を立項し 自天王が長禄の変で亡く 近世刊行の地誌の白眉と 宝篋印塔一

長禄の変について説明している。 いる。 することを植村は認識していたと思われるが、「南帝王社 政 社は長禄の変に関わる史跡とみなされるようになったのだ の時代の事件と記しているので、 明和~天明年間頃に植村禹言が編纂した『広大和名勝誌』の 旧跡幽考』の記事も引用している。ともあれ、 の項は『大和志』の記述を引用し、自天王と長禄の変を関連づけて また「南帝王社」 の項では林羅山の『足利将軍家譜』を引用 『足利将軍家譜』は長禄の変を足利義 自天王が後醍醐皇子では時代が齟 川上の金剛寺 の 項で『和 南 金

せるが、 て捕らえられた伴林光平 なお『吉野志』は にも忠義王は登場する。 Ш 上郷武木村で昼食をとった際、 残念ながら著者・成立年は未詳である。 「忠義親王の墓」を紹介し、 (伴信友の弟子) 光平らが文久三年(一八六三) 村の故老から忠義王の話を聞 が獄中で書いた 幕末に天誅組に参加し 初めて忠義王の名を載 九月二 『南山踏雲 十

利義満の執事である細川武蔵守

(頼之)

は自天王の御所を探索するが、

日

た。 王 0 五. の知名度が上昇していることは確かだろう。 は自天王なので、 一日に持ち寄り、 それによれば、村々で分けて保管している忠義王の具足を毎年二月 朝拝式を行っているという。朝拝式でまつられている 自天王と忠義王を混同していると思われるが、 忠義

響によるものと考えられる。 こうした記述の変遷は、 次節以降で述べる『大日本史』編纂事業の影

3 佐 々宗淳と忠義王文書

時 月頃まで、 ていた佐々宗淳は、延宝八年(一六八〇)六月に上洛し、 っている。 水 戸藩の史館 色川文書の存在を知り、 この熊野での史料蒐集の際 河内・奈良・高野山・熊野・吉野などを回って史料採訪を行 (彰考館) の編修として『大日本史』編纂事業に従事し 調査を行っている。 (熊野那智大社の実方院での調査 七月から十二

料編 れている。 佐々宗淳らの調査記録である『南行雑録』には色川文書が七点収録さ 「熊野水軍関係文書」所収の【色川四号】である。 現存する色川文書は八点である。欠けているのは本報告書資

息六通」の補修・表装を依頼している。 ⁽³⁾ したと考えられる。 ったからだろう。 延宝六年に清水角太夫(色川盛重)は京都の経師屋に「綸旨二通 損などのために差出者不明で、 (色川四号) を『南行雑録』 同文書の意味をとることができな よって、 佐々宗淳は八通を閲覧 に収載しなかったの · 消

正

石川にある水戸藩邸の史館に宛てた報告書に詳しい この調査の経緯については、 同年九月四日に佐々宗淳が江戸 小

■史料4 紀州筋御用之覚書

(一つ書きを九つ略す) 紀州筋御用之覚書

> 座候、 へ申候、 那智
>
> 方
>
> 五
>
> 里
> 程
>
> 畔
>
> 一
>
> 色
>
> 川
>
> と
>
> 申
> 山
>
> 村
>
> 有
>
> 之
>
> 候
>
> 、 旨有之候、 絹ニ黒ニ而揚羽之蝶をえかき申たる旗ニ御座候、 色川殿『而惟盛之子孫之由『御座候、 可申候間、 宮之留守居衆被申候ハ、 御座候… 文書等所持申たる由承申候故、 文書ハ慥なる物ニ而御座候、 則其辺江申付候処、 南朝〈軍忠有之者と相見へ候而後醍醐・ 色川庄屋『右之文書持参仕、 後醍醐の時分之色川ハ色川左兵衛尉平盛氏と申たる者 事之外険阻なる所ニ而中々下人共も迷惑 色川庄屋文書携へ来り申候、 重代之旗も持参申候、 色川、参可申と申候へ 系図ハ紛失仕たる由 路次迄罷出申候様三可 此處『平惟盛之末葉 平家之旗と相見 後村上両朝之綸 其庄屋則 1二而無御 赤地之

色川庄屋 でいて文書を所持していると聞いた佐々宗淳は、 右の なものだったという。 しかし熊野新宮の留守居衆が、道が険阻だから行かない方が良い そこに平維盛 平維盛の子孫である色川庄屋が持参した文書を調査したところ、 【史料4】 (清水角太夫平盛重) によると、 (清盛の嫡孫、各地に生存伝説が残る)の子孫が住 那智から五里ほど山奥に色川という村が に持ってこさせるから、 色川村に赴こうとし と宗淳を止め 真

号・二号が示すように、 実方院所蔵文書として【史料2】も収録されており、 村上天皇綸旨の発見を報告しているのである。 として南朝関係史料の蒐集にあった。 統説に立脚しているので、 忠義王令旨には全く言及していない点である。『大日本史』 は関心を示すものの ここで注目したいのは、 実際にはいずれも後醍醐天皇綸旨)、【史料1】 (本報告書資料編「熊野水軍関係文書」色川) 佐々宗淳ら水戸藩の史臣による史料採訪は主 佐々宗淳は後醍醐天皇綸旨・後村上天皇綸旨 だから宗淳は後醍醐天皇綸旨 『南行雑録』 宗淳は忠義王願文 には那智山 は南朝 · 後

を見せていない。 も閲覧したことが分かるが、にもかかわらず宗淳は忠義王に特段の興味

の存在だったのである。結びつける発想がなかったと考えられる。この時期には、忠義王は無名結びつける発想がなかったと考えられる。この時期には、忠義王文書を佐々宗淳には、吉野で起こった長禄の変と、熊野に残る忠義王文書を

三の忠義王伝説の形成と展開

1『大日本史』編纂と後南朝伝説の形成

書いている。この吉野の福源寺は、 野高峯山福源寺有一古牌、記曰、一宮自天親王、二宮忠義大禅定門」 績をまとめた巻だが、末尾に禁闕の変と長禄の変に関する説明を載せて 義王である可能性を指摘している。延宝八年八月の「色川文書」調査の 大字高原に所在する寺院である。『大日本史』は続けて【史料1】と を記している。『大日本史』本紀第七十一は長慶天皇と後亀山天皇の事 を調査した佐々宗淳は、 いる。そして長禄の変の注記として「按二王子名諱昭穆、今無所考、 【史料2】を引用し、 位牌があることを知ったのだろう。 前 彰考館は追加調査によって吉野郡川上郷の福源寺に自天王と忠義王 章で指摘したように、『大日本史』編纂事業の一環として色川文書 完成した『大日本史』には、長禄の変の犠牲者として忠義王の名 長禄の変で殺害された二王子の名前が自天王と忠 忠義王文書に格段の関心を払わなかった。 高原村、現在の奈良県吉野郡川上村 ح ح 吉

自天親王川上郷御宝物由来書写」には、長禄の変で自天王が北山で討たる。そもそも高原村と自天王・忠義王の接点は乏しい。なるほど「南帝出てきたことには、違和感を持つ。地誌類に見えない情報だからであそれにしても、福源寺に自天王・忠義王の位牌があるという話が突然

とっているものの、現実には江戸時代の作成と考えられている。王川上郷御宝物由来書写」は長禄二年(一四五八)に作成された体裁を牌が福源寺に安置された、と記されている。しかし、この「南帝自天親れた際に、忠義王は高原村に逃れて、そこに隠れ住んだまま崩御し、位れ

降、新たに創造されたのである。 いる。高原村には後南朝関連史跡は存在しなかったが、ある時期以おり、新待賢門院(阿野廉子、後醍醐天皇の后)の陵墓として紹介されがある。ところが『大和志』では南帝王の森は「川上西陵」と呼ばれている。傍らには自天親王神社り、地元では忠義王の墓と言い伝えられている。傍らには自天親王神社り、地元では忠義王の墓と言い伝えられている。傍らには自天親王神社り、地元では忠義王の墓と言い伝えられている。傍らには自天親王神社り、地元では忠義王の墓と言い伝えられている。傍らには自天親王神社り、地元では忠義王の墓と言い伝えられている。傍らには自天親王神社の表という陵墓参考地があ

王文書の存在を知った者によって作られたことになろう。「忠義」の名が偶然に一致するはずがないので、福源寺の位牌は、忠義書が後世に作成されたものだとしたら、吉野郡川上郷の福源寺に忠義王熊野那智に忠義王の文書があっても不思議ではない。だが仮に忠義王文熊野那智に忠義王の文書があっても不思議ではない。だが仮に忠義王文

本史』編纂が契機となったのではないだろうか。をどうやって知ったのか。以下はあくまで筆者の推測であるが、『大日福源寺にある両宮の位牌を作った人は、無名であるはずの忠義王の名

王の位牌が誕生したのではないだろうか。 下ちにも共有されたと思われる。そして、彼らの願望に応える形で忠義に思い至った。この考えは、宗淳らの史料調査に協力した現地吉野の人に思い至った。この考えは、宗淳らの史料調査に協力した現地吉野の人能野の忠義王文書と長禄の変が関連する可能性に気づいたのではない無疑の変の舞台である吉野に関する調査を進める中で、佐々宗淳らは

、右のように考えれば整合的に説明できる。もともと吉野では、自天兄が自天王で弟が忠義王という、いささか不自然な名前の組み合わせ

似ていないのは当然なのだ。王と忠義王の名前は別々の由来を持つので、兄弟にもかかわらず名前が変の犠牲者に改変し、熊野から来た忠義王の名前と組み合わせた。自天王は後醍醐天皇皇子の名前として認識されていた。この自天王を長禄の

牌の情報をつかんでいる。 はの存在を把握していない。そして『大日本史』本紀の完成以前に、位 を延宝八年(一六八○)八月の時点では、彰考館は自天王・忠義王の位 を延宝八年(一六八○)八月の時点では、彰考館は自天王・忠義王の位 を延宝八年(一六八○)八月の時点では、彰考館は自天王・忠義王の位 を延宝八年(一六八○)八月の時点では、福源寺にある両宮の位牌の

列伝ほ 紀 六九七) 列伝百七十巻、 史』と決まり、 なわち「百王本紀」が完成する。 「本朝史記」「倭史」などと呼ばれていた歴史書の書名が正式に ここで『大日本史』完成までの経緯を確認しておこう。 列伝には安積澹泊が執筆した論賛が付された。 その後も本紀の改訂を続け、 か計二百五十巻が完成し、 十二月、神武天皇から後小松天皇までの天皇一○○代の本紀す 同年十二月六日の水戸光圀の忌日には、 計二百四十三巻の清書本が光圀廟に供えられた 正徳五年 幕府に献上した 享保五年(一七二〇)十月に本紀・ 二七一 五 (享保本)。 本紀七十三巻 四月、 元禄十年 それまで 『大日本 なお 定 本

既 ということになる。いずれにせよ、並河誠所らが『大和志』を編纂して していないので、 記 に誕生、 以上から、 た時期には、 すのは自然である。『大和志』 延宝八年 (一六八〇) 先行地誌である 流布していた。自天王が長禄の変で亡くなったと『大和志』 幅を最も広く取った場合、 自天王・忠義王が長禄の変で命を落としたという伝説は これに倣ったのかもしれない 『和州旧跡幽考』や 九月以降、 が忠義王に触れていないのは気にな 位牌の情報を彰考館が把握した 享保五年(一七二〇)九月以 『大和名勝志』が忠義王に言

吉野の後南朝伝説は高原村の福源寺から発祥したと考えられる。延宝

ではないだろうか。 後南朝関連史跡に衣替えするのは、 長禄の変に関わる史跡へと変貌していく 九年刊行の 関係 もともとは後醍醐天皇皇子ゆかりの史跡であった。 の由緒を何も持たない福源寺から、 『和州旧跡幽考』に記されているように、 後南朝伝説の普及にともない、 たやすいことではない。 後南朝伝説の創造を始めた 南帝王社や瀧 南帝王社や瀧 南朝関連史跡 そこで、 Ш 南

後南朝伝説の展開

して、 たこと、 緒書・旧記が作成された。 お今も金剛寺では毎年二月五日に御朝拝式が行 日 たものと考えられる。この史料には、 裁をとるが、 (一四五七)に作成された由緒書を宝永四年(一七○七)に書写した体 .朝拝式を行っていることなどを記している。 水戸藩の『大日本史』編纂事業に刺激を受けて、川上郷では多数の (自天王の誕生日) に自天王の遺品である武具をご神体として崇める 川上郷民が刺客を追いかけて自天王の首や鎧・太刀などを取り戻 「南帝自天親王御陵川上金剛寺在之由来書写」がある。 「川上神野谷村金剛寺」で首を葬ったこと、 様式や言葉遣いを見る限り、 後南朝関係の由緒書で早期に成立したものと 長禄の変で自天王が討たれたこ 実際には宝永四年に作成され 忠義王は登場しない。 われている。 以後は毎年二月 な

は遡らないだろう。 は、それほど昔のことではない。御朝拝式の創始も宝永四年から大きく 既述の通り、川上郷で後南朝関係の伝承が語られるようになったの

天王は川上郷の三之公(川上村大字神之谷)に仮御所を営んでいたが、記」や江戸後期に作成されたと思われる「川上朝拝実記」によると、自化八年(一八一一)に川上郷碇村の伊藤清内が追記している「吉野旧たと考えられている。『大和志』の刊行が影響したのかもしれない。文川上村に現存する由緒書・旧記の多くは十九世紀になってから成立し

に関する記述が中心をなしており、忠義王への言及は少ない。 ・大吉野に戻るという、極めて不可解な動きである。これは、【史料1】 ・大吉野に戻るという、極めて不可解な動きである。これは、【史料1】 ・大吉野に戻るという、極めて不可解な動きである。これは、【史料1】 ・大吉野に戻るという、極めて不可解な動きである。これは、【史料1】 ・大吉野に戻るという、極めて不可解な動きである。これは、【史料1】 ・大吉野に戻るという、極めて不可解な動きである。これは、【史料1】 ・大吉野に戻るという、極めて不可解な動きである。これは、【史料1】 ・大吉野に戻るという、極めて不可解な動きである。これは、【史料1】

3 忠義王伝説の完成

行以降、 と忠義王を配している。 『南朝皇胤紹運録』は、 親王」「二宮忠義王」と記している。同じく尚重の著作である南朝系図 色川左兵衛尉に「令旨」を与えたと記している。また同書は「一宮自天 つ禁闕の変や長禄の変などについて叙述している。なお同書は忠義王が 五)に著した南朝編年史『南朝編年紀略』は、【史料1】などを引きつ く。大和国芝村藩に仕えた津久井尚重 南朝伝説は地元吉野だけで語られたわけではない。『大日本史』 長禄の変で殺害された南朝皇胤への学問的関心が高まってい 空因 (尊義王) の子として、 (竹口英斎) が天明五年 (一七八 高秀王 (自天親王) 刊

であろう。 遠く離れた熊野那智の色川氏に軍勢催促状を出すのは、 う理解をとっている。 響だろう。『南朝編年紀略』は、文安年間に紀伊で蜂起して討たれた南 『南朝皇胤紹運録』が載せている点である。 である。 名乗る)であるとしており、自天王と忠義王は一貫して吉野にいたとい 朝皇胤を、 (味深いのは、 この不自然さを解消するために、 上野宮説成親王の子で、円満院円胤大僧正(還俗して義有と ただ、この設定を採用した場合、 両宮の母は色川左兵衛尉盛定の娘であるという説を 忠義王がずっと吉野の川上郷にいたのであれば、 色川氏を両宮の姻戚としたの 【史料1】や【史料2】の影 空因と色川氏娘との婚姻が いささか不自然

> しくなってしまうが。 いつ、どこで、どのようにして結ばれたのか、合理的に説明するのが難

な注記を載せる。『南山巡狩録』の「附録」は、長禄の変について叙述した後、次のよう『南山巡狩録』の「附録」は、長禄の変について叙述した後、次のよう文化六年(一八〇九)に国学者の大草公弼が編纂した南朝の歴史書

■史料5 南山巡狩録附録

しるせり。 尊雅王の事、 御自害の時の舊跡多く存せり。是を史傳に考ふるに、一宮・二宮及ひ し行事をつとむ。祭の日ハ二月五日なり…(中略)…扨彼山中に此宮 しけるものゝ子孫を筋目の者とよひ、 王二宮忠義禅定法皇とあり。 平革の吹返し幷に御位牌二ありて其銘に南朝一宮自天禅定法皇又南帝 村々に守護する寶物あり。 大瀧村・寺尾村・入吉村・迫村・高原村・人知村・白屋村なり。 吉野山の事をかきけるものに、今七保九ヶ村と申は東川村・ 其説紛々として更に決しかたし。 御兜、 長禄元年の舉に御首幷に御具足をとり返 赤銅金の筋金、 毎年順番にて村々に於て祭禮な 姑く前文の如くこゝに 金の鍬形、 金龍頭 西河村

ど、川上村の由緒書からも裏付けられる。
「南山巡狩録附録」が依拠した「吉野山の事をかきけるもの」がどの『南山巡狩録附録』が依拠した「吉野山の事をかきけるもの」がどの『南山巡狩録附録』が依拠した「吉野山の事をかきけるもの」がどの

ている。福源寺の位牌や【史料1】、【史料2】に対しても全幅の信頼を吉野にある後南朝関係の史跡に対して、大草公弼は慎重な態度を示し

この時点では難しかったのかもしれない。しかし大草は、『南山巡狩録』 癸未の年の令旨」と紹介しており、 置 云」と注記している。 詳 0 0 0 ならず。 ているものの全文を引用しているわけではないので、 真偽に関する結論を留保している。 全文を見ざるにより、 宮」と記している。 いていないのか、 「系図」 では、 榮斎(筆者注、 空因の子として「高秀王」と「忠義王」 『南山巡狩録』 ちなみに大草は【史料1】を「忠義王としるせし 敢て決定なしがたく参考に備へるなり」と文書 竹口英斎のこと)は色川左兵衛盛定が女と 0 年紀を誤っている。 『大日本史』 「附録」 の本文では忠義王を は 【史料1】を紹介 全文を知るの 大草は を載せ、 「其文書 母母

逃

したもので、 記』だろう。 後南朝史叙述の誤謬を訂正することが指摘されている。 ·叙述したものである。執筆の動機としては、『南山巡狩録附録』 現代にまで受け継がれている忠義王の伝説を完成させたの 『残桜記』 後南朝の歴史、 は国学者の伴信友が文政四年 特に禁闕の変・長禄の変を主眼として詳 二八二一 は、 『残桜 に著 など

大和国 又北山殿とも南方一宮とも称して仕奉る、また尊義王の第二御子に、 吉野の山奥なる北山庄大河内と云ふ所に御在所を構へ、 り」と詳細に紹介する。 .中八里ばかり隔りたる、 伴信友は自天王・忠義王について「南方宮方の者どもは、 私に天子と称し、 〈尊秀王の御弟〉とておはしましけるを、 忠義王の実在性を確信している。 在所として、 へ引退き、 再吉野わたりの者どもと相謀りて、 河野宮と称し、 或は南方新皇、 信友は『残桜記』 河野谷と云ふ山中を 又南方二宮とも申て守護しまゐらせ また自天大王など称し参らせて、 本文で「忠義王」と記して 彼大河内の御在所より、 〈今神野谷村といへりと 尊秀王に神璽を奉 北山宮と称 比叡山 より 忠

史』:『南山巡狩録附録』 信友は 『残桜記』 で 0) 【史料1】・【史料2】を全文引用 位牌の記述も詳しく引用している。 信友はこ 大日

> は忠義だと考えたのだろう。 れらの資史料を信頼して、 長禄の変で殺害された南朝皇胤 の一人の本名

摘し、 と記すのみである。 吉野に忠義王発給文書が残らず、 色川文書の他の文書を掲げて色川氏が早くから南朝方であったことを指 である。 なぜか、 れ 禁闕の変で尊義王が討たれた後、 以後は長禄の変まで吉野を動かなかったというのが伴信友の 「御合体の後も、 という疑問が生じるが、 『南朝編年紀略』 なほその宮方に心よせ奉りたりとぞきこえたる。 の理解を踏襲したものと言える。 熊野にのみ忠義王文書が見られるの 信友は明確な解答を用意していな 尊秀王 (自天王)・忠義王は この場合、 吉 理 野

とみなしている。 後醍醐天皇綸旨 る忠義王文書を全て網羅している。 八三九)に完成させた紀伊の地誌 れたのだろうか。 正志が踏襲し、現在に至ることは、第一章で論じたとおりである。 を忠義王の令旨とみなしている。 呼び、 さて、 前述のように、 忠義王文書が残された紀伊国では、 忠義王は奉者であるという理解を示している。この解釈を村 『南朝編年紀略』も 一通に続く三番目に掲げており、 江戸幕府の命を受けて紀州藩が編纂し、 けれども『残桜記』 『紀伊続風土記』は、 同書は 『南山巡狩録附 (史料1) 忠義王はどのように認識さ 綸旨に準ずる重要文書 を色川文書の中で は 録 現在知られてい 「尊秀王令書」 天保十年 b 史料 1

考えられる。 郷に坐しける時御書を給ふ」と記す。 る に 康正元乙亥年忠義王〈後亀山院第二皇子の曾孫尊秀王の弟なり〉 居を構えてい 加えて『紀伊続風土記』 (現在の和歌山県東牟婁郡北山村・ 既述の通り、 つまり同書は、 実際には、 は、 忠義王が熊野に滞在していたと理 長禄の変で殺害された二宮は吉野郡川上 牟婁郡色川郷口色川村の項で、 この北山郷は、 奈良県吉野郡下北山村) 紀伊国牟婁郡北 色川 一解してい を指すと 氏

北山、 長禄の変との関連を整合的に理解するのは難しい。 期 北山村)に御所を置いていた。これらの情報を混同したのか、 歪曲したのかは判然としないが、 たれた一宮(尊秀王、 、に忠義王文書が複数残ることの説明としては合理的だが、禁闕の変・ 第一章で論じたように、文安元年(一四四四)に後南朝勢力が紀伊の 熊野に居住していたという認識が存在したことがうかがわれる。 すなわち紀伊国牟婁郡北山郷で蜂起している。また長禄の変で討 自天王) は吉野奥の北山 ともあれ紀伊国では、 (現在の奈良県吉野郡上 忠義王が一 意図的に 時

たのである。
このように近世社会では、時代が下るにつれて後南朝への関心が高まこのように近世社会では、時代が下るにつれて後南朝への関心が高まこのように近世社会では、時代が下るにつれて後南朝への関心が高ま

おわりに

ることで解消される。
以上、推測に推測を重ねてしまったが、本稿の主張をまとめておく。以上、推測に推測を重ねてしまったが、本稿の主張をまとめておく。以上、推測に推測を重ねてしまったが、本稿の主張をまとめておく。

史跡は未成立で、忠義王の名を知る人もいなかった。吉野に忠義王文書また奥吉野には南朝関連史跡は存在したが、江戸前期には後南朝関連

られていなかった。後醍醐天皇の皇子と認識されており、禁闕の変・長禄の変とは関連づけが残っていないのは、このためである。自天王の名は知られていたが、

書と、 先祖の後南朝への忠節を喧伝した結果、 された。川上郷が自天王・忠義王に関わる由緒書や旧記を多数作成して た二皇子として自天王・忠義王の名前が川上郷で浸透していく。 村の福源寺では自天王・忠義王の位牌が作られ、長禄の変で命を落とし で信頼性と権威を獲得し、 いった。これらの伝説は国学者が編んだ後南朝史に採り入れられること 連史跡は後南朝関連史跡へと改変され、 ところが『大日本史』 かつて吉野で起こった長禄の変を結びつけた。吉野郡川上郷高原 編纂のための史料採訪が、 近代以降の後南朝研究の前提となった。 自天王をしのぶ御朝拝式が創始 後南朝伝説は外部に拡散されて 熊野に残る忠義王文 南朝関

的なものではなく、『残桜記』の解釈に引きずられたものである。王文書を真正な文書と評価した文書であるという判断も、純粋に古文書学積に影響されたからであろう。忠義王の「令旨」ではなく尊秀王(自天王文書を真正な文書と評価したのは、近世以来の後南朝研究の膨大な蓄村田正志が、古文書学の観点からは疑わしい「色川文書」所収の忠義

き出しかねない。自戒の念を込めつつ強調しておきたい。大な影響を受けている。そのことに無自覚であれば、誤った歴史像を描も、決して近世の歴史研究と断絶しておらず、知らず知らずのうちに多実証主義を標榜する近代歴史学は、さらに言えば現在の歴史学研究

注

- (1) 本報告書資料編「熊野水軍関係文書」色川三号(二九八頁)
- (2)『残桜記』(国書刊行会編『伴信友全集』第三)一四五頁。
- 版、一九八三年、初出一九八〇年)三一五頁。(3)村田正志「忠義王文書を訪ねて」(同『増補 南北朝史論』思文閣出

- $\widehat{\underline{4}}$ 和歌山県立博物館特別展図録『熊野・那智山の歴史と文化』(二〇〇 六年) 二七一頁。 注(1)も参照のこと
- 5 村田前掲注3論文、三一五頁
- 6 『紀伊色川村誌』(色川村、一九三六年)二一八・二一九頁
- 7 村田前掲注3論文、三一四頁。
- 8 忠義王立願状写(「米良文書」、史料纂集『熊野那智大社文書』 三、続群書類従完成会、一一一〇号)。文書写真は和歌山県立博物館 年)一四頁を参照のこと。 特別展図録『戦乱のなかの熊野─紀南の武士と城館─』(二○二○ 第
- 9 村田前揭注3論文、三一六頁。
- $\widehat{\underline{10}}$ 森茂暁『闇の歴史、後南朝』(角川書店、二〇一三年、 年)二〇八頁。 初出一九九七
- 11 『大乗院日記目録』嘉吉三年九月二十四日条 四日の夜に発生したと記すが、他の史料から二十三日の夜に起きた 院寺社雑事記』十二、臨川書店、三三五頁)。なお同史料は九月二十 (増補続史料大成
- 12 川書店、三八九頁)。 『康富記』嘉吉三年九月二十六日条(増補史料大成 『康富記』一、 臨
- 13 前揭注12。『師郷記』嘉吉三年九月二十六日条 第三、続群書類従完成会、一六七・一六八頁)も参照のこと。 (史料纂集『師 [郷記]
- (4)『康富記』文安元年八月六日条(増補史料大成『康富記』二、 八六頁)。 臨川書
- 15 『師郷記』文安五年正月十日条(史料纂集『師郷記』第四、 從完成会、二○七頁)。『康富記』文安五年正月十九日条 大成『康富記』二、臨川書店、二三七頁)も参照のこと。 (増補史料 続群書類
- <u>17</u> <u>16</u> 『経覚私要鈔』長禄元年十二月十一日条(史料纂集 乗院寺社雑事記』一、臨川書店、二八七頁)。 『大乗院寺社雑事記』長禄元年十二月十三日条(増補続史料大成 『経覚私要鈔』 ^{「大} 第
- 18 帝国学士院編『帝室制度史』第五巻(ヘラルド社、 三、続群書類従完成会、二九五頁)。 一九四二年、 玉
- 立国会図書館デジタルコレクションで閲覧)一一五~一一九頁。
- 19 年未詳六月十五日竹原新兵衛館宛て忠義王軍勢催促状 (『南狩遺文』

- 巻五、 風土記』は「佐本荘」の項に右文書と同内容の佐々木七郎衛門館宛 土記』第三輯、 おり、「三越村宗之丞蔵」とある(和歌山県神職取締所編『紀伊続風 レクションで閲覧)。なお同文書は『紀伊続風土記』にも収録されて との注記をつけている。 続風土記』第三輯、附録二七一・二七二頁)、「後人の偽作なるべし」 て・武田弥五郎館宛ての忠義王軍勢催促状を収録しているが(『紀伊 山中信古編『南狩遺文』天香堂、国立国会図書館デジタル 帝国地方行政学会出版部、附録三二三頁)。『紀伊続
- 訂正三版『群書類従』第二十一輯(続群書類従完成会)三六〇頁
- 黒川真道編『日本歴史文庫』1(集文館、一九一一年)一頁。
- 『改定史籍集覧』第三冊(臨川書店)、「通記第十」六三~六五頁。

22 21 20

 $\widehat{24}$ 23

- 訂正三版『群書類従』第二十輯(続群書類従完成会)三二五頁。
- 『改定史籍集覧』第三冊(臨川書店)、「通記第十一」五八・六三頁
- 前掲注6書が「忠義は忠義王のことで未だ帝位に即いて居らざる 同様の解釈を示している(二一一頁)。 して居るが普通の綸旨とは体裁が違って実は令旨なり」と、本稿と 南朝正統の天子として南朝党から仰かれているので、綸旨と称
- 26 佐藤虎雄「後南朝史蹟瀧川寺と金剛寺」(後南朝史編纂会編 史論集』新樹社、一九五六年)二五三頁。 『後南朝
- 27 『続々群書類従』第八(続群書類従完成会)四八〇・四八一
- (28) 佐藤前掲注26論文、二四六頁。
- 29 天和二年(一六八二)に作成されたという金剛寺の過去帳には、 コロナウイルス感染拡大などの理由で、原本はまだ確認できていな 記されているとのことである(佐藤前掲注26論文、二五四頁)。新型 禄元年十二月二日に「南帝王 一宮自天勝公正聖佛」が亡くなったと 長
- (30)『川上村史 史料編』下巻(川上村教育委員会、一九八七年)一九三 擁立されるも長禄の変で殺されたと記す (『川上村史 の地誌類に影響されたのか、後醍醐天皇第七皇子が後南朝の天皇に 文化十四年(一八一七)に刊行された紀行文『芳野遊稿』も、 頁。寛政三年(一七九一)に秋里籬島が著した『大和名所図会』や 二一八、二六四頁) 史料編』下

- (31) 前掲注30書、二〇一頁。
- (32) 前掲注30書、二〇九~二一一頁。
- ので、『大和志』刊行以降に成立したことは分かる。(33)前掲注30書、二二九頁。本文中でしばしば『大和志』を引いている
- (34) 前揭注30書、二八三頁。
- い(一一三頁)。 三郎宗淳』(錦正社、一九八八年)が指摘するように延宝八年が正し三郎宗淳』(錦正社、一九八八年)が指摘するように延宝八年が正し員会、一九七六年)は貞享二年とするが、但野正弘『新版 佐々介(35)『紀伊色川村誌』・『那智勝浦町史 史料編一』(那智勝浦町史編纂委
- 学総合図書館所蔵『南行雑録』(南葵文庫本)を参照した。(36)東京大学史料編纂所架蔵謄写本『南行雑録』(浅草文庫本)、東京大
- ば、原文書は所在不明である。四年に村田正志が記し、現地に残した「色川文書再補修記」によれ書(『那智勝浦町史 史料編一』二一七・二一八頁)。なお昭和五十3)延宝六年二月二十一日大経師権佑書状・同年三月十四日色川盛重覚
- (3) 京都大学文学研究科所蔵『大日本史編纂記録』二三二号。『那智勝浦(3) 京都大学文学研究科所蔵『大日本史編纂記録』二三二号。『那智勝浦(3) 京都大学文学研究科所蔵『大日本史編纂記録』二三二号。『那智勝浦
- 四頁。(3)久保田収『近世史学史論考』(皇学館大学出版部、一九六八年)二〇(3)
- (4) 東京大学史料編纂所架蔵謄写本『南行雑録』(浅草文庫本)には右の記述が見られないため、後の書き入れと判断した。は右の記述が見られないため、後の書き入れと判断した。は右の記述が見られないため、後の書き入れと判断した。は右の記述が見られないため、後の書き入れと判断した。は右の記述が見られないため、後の書き入れと判断した。は右の記述が見られないため、後の書き入れと判断した。

- (42)大西源一「北山宮及河野宮の御事蹟」(『三重県史談会会誌』三―ション https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/770030 Gコマを参照した。(4)『大日本史』第八冊(吉川弘文館)。国立国会図書館デジタルコレク
- 七頁)。不審に思っている(復刻版第三巻、郷土出版社、一九九九年、三四、不審に思っている(復刻版第三巻、郷土出版社、一九九九年、三四も、嘗て其の御墓を存ぜず」と記し、墓がなく位牌だけあることを五、一九一二年)は「高原の福源寺には二の宮の御位牌を伝ると雖大西源一「北山宮及河野宮の御事蹟」(『三重県史談会会誌』三―
- (43) 前揭注30書、七二頁。
- (4)『川上村史 通史編』(川上村教育委員会、一九八九年) 四四宮
- 二八三頁。 福島宗緒「吉野に於ける後南朝史蹟と伝説」(前掲注26書)二八二・
- 前掲注30書、二〇一頁。

46

 $\stackrel{\frown}{45}$

- (47) 『国史大事典』 「大日本史」の項を参照
- (48) 前揭注30書、二三頁。
- 四八六頁。 山村像の展開」(『地理学評論』七一A―七、一九九八年)四八四〜(4) 米家泰作「近世大和国吉野川上流域における「由緒」と自立的中世
- (5) 前掲注30書、六七・六八頁、七四・七五頁。
- を閲覧)。 究資料館「日本古典籍総合目録データベース」でマイクロデジタル(51) 鹿児島大学附属図書館(玉里文庫)所蔵『南朝編年紀略』(国文学研
- (2) 鹿児島大学附属図書館(玉里文庫)所蔵『南朝皇胤紹運録』(国文学(5))
- 再刊)三一〇・三二〇頁を参照のこと。東牟婁郡誌』上巻(名著出版、一九七〇年、一九一七年刊行の本をが如き妄誕取るに足らず」と一蹴している。東牟婁郡役所編『紀伊(3) なお戦前に、大西源一が「南朝皇子を以て色川氏の女の所産となす
- 録」一五・一六頁。(4)『改定史籍集覧』第四冊(臨川書店)、「通記第二十一(南山巡狩録附)

55

56 古典遺産の会編『室町軍記総覧』(明治書院、一九八五年)

> 四 頁。

- $\widehat{59}$ $\widehat{58}$ $\widehat{57}$ 注97書、八二頁。
 注59書、八二頁。
 注59書、八二頁。 和歌山県神職取締所編『紀伊続風土記』第三輯、附録二八七頁。注2書、一四六頁。なお〈〉内は割注である。以下同じ。 な
- $\widehat{60}$